



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局  
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和3年7月13日

【照会先】

富山労働局労働基準部監督課

監督課長 栗山 剛

○監察監督官 稲原 章安

TEL: 076(432)2730

## 建設工事現場に対する一斉監督の実施結果について

富山労働局(局長 杉 良太)は、建設工事現場における労働災害防止対策の徹底を図るため、令和3年7月1日(木)から同月7日(水)までの全国安全週間の期間において、管下4労働基準監督署において、県内の建設工事現場に対し「一斉監督」として集中的に監督指導を実施しました。

その実施結果を取りまとめましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 一斉監督実施結果の概要

県内の土木工事及び建築工事 計 128 現場 (196 事業場) に対して監督指導を実施し、うち 59 現場 (120 事業場) に対して是正勧告・改善指導等を行いました。

#### 【一斉監督実施結果の概要】

(下段は前年度実施結果)

	土木工事		建築工事		合計	
	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数	事業場数
監督指導実施数(A)	52	65	76	131	128	196
	49	59	35	58	84	117
是正勧告・改善指導等 実施数(B)	21	33	38	87	59	120
	25	35	18	40	43	75
割合 (B/A)	40.4%	50.8%	50.0%	66.4%	46.1%	61.2%
	51.0%	59.3%	51.4%	69.0%	51.2%	64.1%

注1) 工事現場には元請事業場のほか下請事業場が入場している場合があり、一つの現場で複数の事業場に対して監督指導を実施することがあるため、「事業場数」は「現場数」よりも多くなります。

注2) 「是正勧告」とは法令違反の事項については是正を求める措置、「改善指導」は法令違反以外の事項について改善を求める措置です。

## 2 主な法違反等の内容

法違反のあった事項は、多いものから順に、

- ・足場等の墜落防止措置 21 現場（34 事業場）
- ・車両系建設機械災害防止措置 17 現場（20 事業場）
- ・車両系建設機械等の定期自主検査 5 現場（5 事業場）

となりました。

の法違反のうち、4 現場（8 事業場）については、墜落の危険性が高い箇所が認められたため、作業停止又は立入禁止の命令を行いました。

熱中症予防対策の徹底について、3 現場（3 事業場）に対して改善指導を行いました。

### 【主な法違反等の内容】

	土木工事		建築工事		合計	
	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数	事業場数
足場、架設通路、作業構台の墜落防止措置	4	6	17	28	21	34
車両系建設機械災害防止措置	13	15	4	5	17	20
車両系建設機械等の定期自主検査	3	3	2	2	5	5
安全管理体制	0	0	0	0	0	0
就業制限	1	1	1	1	2	2
熱中症予防対策の徹底	1	1	2	2	3	3
墜落危険箇所に対する作業停止・立入禁止命令（の内数）	0	0	4	8	4	8

## 3 労働災害発生状況等

今年 1 月から 6 月までの県内における労働災害発生状況は、全業種では休業 4 日以上の死傷者数 544 人（前年同期比 +78 人）、死亡者数 7 人（前年同期比 +2 人）と大幅に増加しています。建設業については死傷者数 89 人（前年同期比 +5 人）、死亡者数 2 人（前年同期比 +2 人）となっています。

富山労働局では、引き続き、重篤な災害となるおそれの高い「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点とした監督指導を実施していくこととしています。

また、令和 3 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を本年 5 月から展開中です。気温の上昇が見込まれる 7 月を重点取組期間とし、熱中症予防対策の徹底を関係団体に要請しています。